

## 特任検事について

### 特任検事とは何か

検察官には、検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事の5種類がある（検察庁法第3条）。

特任検事は、検察庁法第18条第3項に基づき、3年以上副検事（注）の職にあって政令で定める考試（検察官特別考試）を経て任命された検事の一般的な呼称であり、司法修習生の修習を終えた法曹資格を有する検事（同条第1項参照）に比し、法令上の権限はもとより、実際に担当する職務内容についても、何ら変わるところはない。

（注） 副検事は、主として、同法第18条第2項に基づき、3年以上一定の要件を満たす検察事務官等の政令で定める公務員の職にあった者で政令で定める審査会（検察官特別任用審査会）の選考を経た者の中から任命され、区検察庁の検察官のみにこれを補することとされている（同法第16条第2項）。具体的には、窃盗、横領など、区検察庁に対応する簡易裁判所管轄に係る事件（裁判所法第33条参照）の捜査・公判に従事するほか、地方検察庁検察官事務取扱として、詐欺、業務上横領、覚せい剤取締法違反等の地方裁判所管轄に係る事件の捜査・公判にも従事している。

### 特任検事の能力の担保制度

特任検事については、以下のような、法曹資格を有する検事と同じ程度の能力を担保する制度が設けられている。

- 1 任命に当たり、司法試験と同様に法的素養を問う検察官特別考試の合格が要件とされている（資料2参照）。
  - （必須科目）憲法，民法，商法，刑法，刑事訴訟法，検察の実務
  - （選択科目）民事訴訟法，法医学，刑事政策のうち1科目
- 2 地方裁判所における訴訟追行を含め、法曹資格を有する検事と同じ職務を行っており、検事正、次席検事又は支部長検事などの管理職にも登用されている（資料5参照）。

- 3 特任検事となる前にも，長年，副検事として訴訟追行を含む検察官としての職務経験を有している（資料5参照）。
- 4 日ごろのOJTのほか，経験年数に応じて実施される各種研修によりレベルアップが図られている（資料6参照）。
- 5 人事訴訟等において，民事事件の訴訟追行の経験も有している。（注）

（注）刑事事件以外で検察官が関与する主な手続

人事訴訟（死後の婚姻無効・取消し，死後の親子関係事件等）

民・商事の非訟事件における意見陳述・審問立会等（非訟事件手続法第15条等）

当選の効力及び立候補の資格に関する訴訟，当選無効及び立候補の禁止の訴訟等（公職選挙法第210条，第211条）

人身保護請求事件の審問立会（人身保護法第13条第2項）

なお，副検事については，以下のような，能力を担保する制度が設けられている。

司法試験を指向した内容の副検事選考試験に合格した者が任命されている（資料2参照）。

（試験科目）憲法，民法，刑法，刑事訴訟法，検察庁法，一般教養  
（一般教養は筆記試験のみ。）

法曹資格を有する検事とほぼ同様の職務を行っている（資料5参照）。

簡易裁判所での訴訟追行はもとより，地方裁判所での訴訟追行の業務にも従事しており，特段の支障なく刑事事件の公判廷における主張・立証を行っている（資料5参照）。

日ごろのOJTのほか，経験年数に応じて実施される各種研修によりレベルアップが図られている（資料6参照）。